

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和7年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 南 満

令和7年度 定期監査結果報告書（第3次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
税務課	令和7年11月17日～11月21日	令和8年1月26日
収税課	令和7年11月25日～11月28日	令和8年1月26日
秘書課	令和7年12月1日～2日	令和8年1月26日
行革財政課	令和7年12月3日～5日	令和8年1月27日
人事課	令和7年12月8日～11日	令和8年1月27日
デジタル推進課	令和7年12月15日～12月18日	令和8年1月27日
総務課	令和7年12月19日～12月23日	令和8年1月26日
選挙管理委員会事務局	令和7年12月24日	令和8年1月26日

2. 監査の対象事項

令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 南 満

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要のあるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査　是正改善事項

【税務課】

予算の執行について、収入関係書類は一部を除き概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については良好に事務処理されていた。

(1) 決裁について

- ① 決裁区分が「副市長」にチェックがあるにもかかわらず、副市長決裁が未了である事例が見受けられた。減免の起案文書は 副市長決裁が必要と思われる。
・固定資産・都市計画税減免申請書

【収税課】

予算の執行について、収入関係書類は一部を除き概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については概ね良好に事務処理されていた。

(1) 決裁について

- ① 決裁区分が副市長までとなっている起案文書において、課長決裁まで部長及び副市長決裁が未了である事例が見受けられた。
決裁区分に従い、決裁を受けられたい。
・執行停止綴　(令和6年6月5日　起案文書)

(2) 郵便料について

- ① 郵便受払簿において、現金分の領収書（レシート）が添付されていない事例が見受けられた。
・郵便受払簿　現金分

【秘書課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 書類関係について

- ① 会計年度任用職員の通勤手当において、出勤回数分を費用弁償で支出しているが、通勤届の届出書が綴られていない事例が見受けられた。
・会計年度任用職員関係

【行革財政課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 決裁について

- ② 予算流用の承認において御所市事務決裁規程第5条第2項で「予算の目の流用」は総務部長の専決となっているが、目間の予算流用申請書の承認に部長決裁のない事例が見受けられた。

- ・予算流用・予備費充用伺1

令和6年4月8日起票 計1件

【人事課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 研修を委託している契約書において、物品供給契約書で契約している事例が見受けられた。

業務委託契約書で契約するのが望ましいと思われる。

- ・支出負担行為関係書

(2) 決裁について

- ① 起案文書において、市長までの決裁にもかかわらず部長・副市長・市長の決裁が未了である事例が見受けられた。

- ・育児休業申請書 令和6年9月27日起案文書